

「自由研削といし取替え等業務」特別教育のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

研削といしの取替え・取替え時の試運転の業務は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項（労働安全衛生規則第 36 条第 1 号）の規定により、これらの業務に就かせる労働者に対しては、安全衛生に係る特別な教育の実施を事業者に義務付けております。

つきましては、当支部では事業者に代わって、標記の特別教育を実施することと致しましたので、研削といしの取替え等業務従事者が漏れなく受講されますようご案内いたします。

記

1 日 時 令和 7 年 8 月 26 日（火） 9：00～16：00（受付 8：45 から）

2 場 所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田 458）

3 日程等

科 目	時 間	講 師
自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	9：00～11：00（2 時間）	田 中 誠 氏
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	11：00～12：00（1 時間）	
関係法令	13：00～14：00（1 時間）	
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法についての実技	14：00～16：00（2 時間）	

4 受講料 協 会 員 1 人 14,000 円（テキスト代込）
（消費税 10%、内税 1,272 円）

非協会員 1 人 16,000 円（テキスト代込）
（消費税 10%、内税 1,454 円）

5 申込方法

令和 7 年 8 月 18 日（月）までに、別紙「受講申込書」により、郵送又は F a x（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参又は銀行振込によりお支払い願います。なお、申込み期日までに入金を確認できない場合は、キャンセルされたものとみなします。

振込口座	鳥取銀行倉吉支店（普）0207231
名義人	（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

6 募集定員 40 名 （定員になり次第締め切ります。）

7 その他

- （1）協会発行の特別教育等受講者記録（受講証）をお持ちの事業場は、受講者に持参させ受付の際にお渡し下さい。なお、受講者には各人ごとに修了証を交付します。
- （2）受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- （3）受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、8 月 18 日（月）までに連絡のあった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- （4）この特別教育は、「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」の助成対象になります。詳細については、鳥取労働局職業安定部職業安定課（Tel：0857-29-1707）へお問合せ下さい。

8 申込み・問合せ先

〒682-0811 倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3 F

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号：T5270005000526

（T e l ・ F a x 兼用 0858-22-9054）

「自由研削と石取替え等業務特別教育」受講申込書

受 講 者 氏 名	生 年 月 日	備 考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 労働基準協会への加入の有無 (加入 ・ 未加入) (いずれかに○印を付けて下さい。)
- (2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
- (3) 受講料の支払い方法 (持参 ・ 銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)
- (4) インボイス発行希望 (する ・ しない) (いずれかに○印を付して下さい。)
- * 希望する場合は、いずれかに○をして下さい。(請求書 ・ 領収書)
- メールによる受取を希望される方は、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

ro-kyoukaichubu@space.ocn.ne.jp

上記のとおり申込みます。

令和7年 月 日

事業場名：

所 在 地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名：

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(〒682-0811) 倉吉市上灘町1 1 5-1 (有)河崎組3F

(T e l ・ F a x 兼 用 0 8 5 8 - 2 2 - 9 0 5 4)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)